平成２９年（再ロ）第１号
佐賀市富士町大字松瀬2618番地93
再生債務者　原田　耕二
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年６月14日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年７月27日まで
平成29年７月６日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（再ロ）第１号
愛媛県西条市喜多川589番地13
再生債務者　髙橋　聡子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年６月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年７月28日まで
平成29年７月７日　松山地方裁判所西条支部

平成２８年（再ロ）第１１号
青森市西大野５丁目10番地12
再生債務者　山口　清香
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年６月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年８月４日まで
平成29年７月７日
青森地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１号
茨城県潮来市日の出７丁目１番地55
再生債務者　長峰　　衛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年７月４日　水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（再ロ）第２号
佐賀市光１丁目２番19―103号　フラッア和住、前住所佐賀市大財２丁目２番42号　清山荘201号
再生債務者　鳩田　浩之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年７月３日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（再ロ）第２号
相模原市南区文京１丁目20番７号
再生債務者　冨松　俊英
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年７月３日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（再ロ）第２号
北九州市八幡西区中須２丁目９番10―803号
再生債務者　大野　廣樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年７月４日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款の一部変更について

国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款（平成13年４月１日制定）を次のように変更する。
平成 29 年６月 21 日
国家公務員共済組合連合会職員共済組合代表者
国家公務員共済組合連合会理事長　尾原　榮夫

第18条第１項第１号及び附則第６条第１項第１号中「支給１件」の次に「（医療機関において薬剤の投与に代えて処方箋が交付された場合の当該処方箋に基づく薬局での薬剤の支給は、当該処方箋を交付した医療機関における療養とみなし合算する。）」を加える。

附　則

1　この変更は、平成29年７月１日から施行する。
2　変更後の第18条第１項第１号及び附則第６条第１項第１号の規定は、平成29年７月１日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は平成二十九年六月二十二日付官報（号外第一三三号）甲は二九三頁、乙は二九四頁にそれぞれ掲載しておりまます。
平成二十九年七月十八日
札幌市豊平区月寒東一条一七丁目一番五号
（甲）株式会社北日本オート用品
代表取締役　村山　文彦
札幌市豊平区月寒東一条一七丁目一番五五号
（乙）株式会社オートバックス北海道
代表取締役　村山　文彦

合併公告

継して存続し、乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年八月三十一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十九年五月二十四日に終了しておりまます。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年五月二十五日
掲載頁　七十六頁（号外第一〇九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年五月二十五日
掲載頁　七十七頁（号外第一〇九号）
平成二十九年七月十八日
埼玉県熊谷市西城五〇〇番地
（甲）純和食品株式会社
代表取締役　北堀　孝勇
東京都中央区東日本橋二丁目二番一〇号オリモビル二階
（乙）株式会社ピーツー
代表取締役　北堀　孝勇

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年二月二十六日
掲載頁　六十三頁（号外第三十六号）
平成二十九年七月十八日
東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目六番八号
（甲）株式会社日本マイクロニクス
代表取締役社長　クロニクス　正義
東京都立川市栄町六丁目一番一号立飛ビル
七号館三〇一号
（乙）株式会社ＭＪＣテクノ
代表取締役社長　齋藤　太一

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年九月一日であり、甲の決定に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併をします。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.tenpo.biz
（乙）http://www.tenpo.biz/tp/
平成二十九年七月十八日
東京都港区浜松町二丁目四番一号
（甲）店舗流通ネット株式会社
代表取締役　石井　実
東京都港区浜松町二丁目四番一号
（乙）店舗プレミアム株式会社
代表取締役　青木　達也

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年十月一日であり、甲の決定に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併をします。また、甲は自己株式を除く乙の全株式の所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年二月二十六日
掲載頁　六十三頁（号外第三十六号）
平成二十九年七月十八日
東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目六番八号
（甲）株式会社日本マイクロニクス
代表取締役社長　クロニクス　正義
東京都立川市栄町六丁目一番一号立飛ビル
七号館三〇一号
（乙）株式会社ＭＪＣテクノ
代表取締役社長　齋藤　太一

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年九月一日であり、甲の決定に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併をします。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.tenpo.biz
（乙）http://www.tenpo.biz/tp/
平成二十九年七月十八日
東京都港区浜松町二丁目四番一号
（甲）店舗流通ネット株式会社
代表取締役　石井　実
東京都港区浜松町二丁目四番一号
（乙）店舗プレミアム株式会社
代表取締役　青木　達也